

高校生等への修学支援について

令和6年2月
初等中等教育局修学支援・教材課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和6年能登半島地震により被災した児童生徒等への修学支援について

概要

令和6年能登半島地震を受け、令和6年1月7日、各都道府県教育委員会等に対して、被災地域の児童生徒の就学機会の確保等に向けた通知を発出。同年1月10日には各都道府県・指定都市教育委員会の修学支援担当課等宛に、地震により被災した児童生徒等に対する就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等に係る事務の取扱い等に関する事務連絡を発出した。

令和6年1月7日付け 通知のポイント

○就学援助等について

→被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。なお、国立学校及び私立学校に通う者についても同様に取り扱うこと。

○高校生等への修学支援について

→高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

→被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）
高校等で学び直す者に対する修学支援（家計急変支援制度）及び高校等専攻科の生徒への修学支援（家計急変支援制度）による授業料支援に加え、②授業料以外の教育費支援として家計急変に対応している高校生等奨学給付金も活用し、必要な支援を行うこと。

→卒業年次の高校生等については、進路指導に際し、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や日本学生支援機構の貸与型奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

令和6年1月10日付け 事務連絡

上記の1月7日付け通知における児童生徒等に対する修学支援の事務の取扱いに当たっての留意事項を示すとともに、本事務連絡における留意事項等についての周知を依頼したもの。

高等学校等就学支援金等

令和6年度予算額（案） 4,090億円
（前年度予算額 4,129億円）

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,063 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 26 億円



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

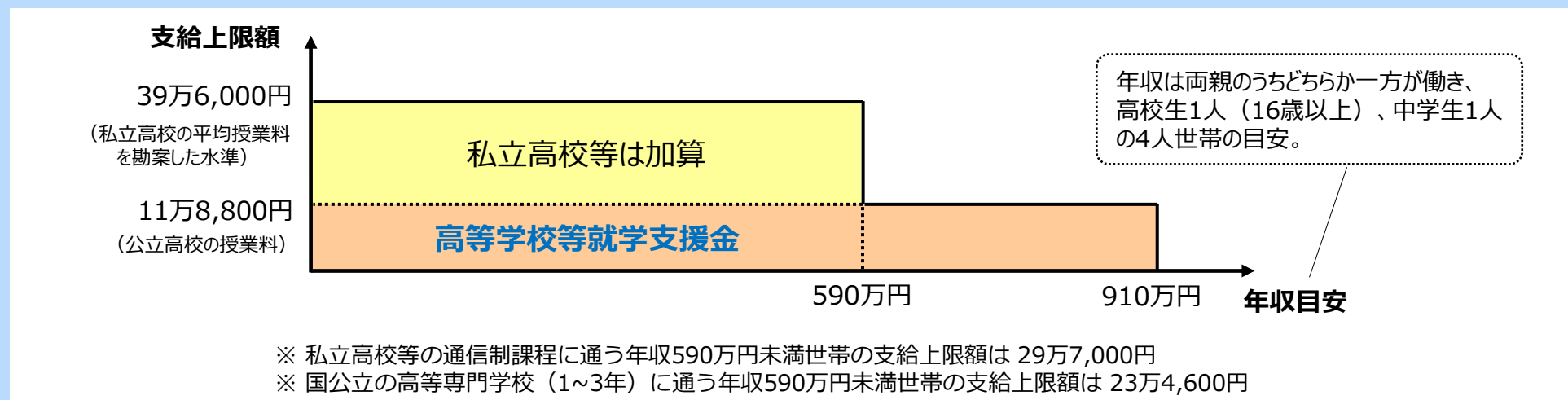


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

高等学校等就学支援金におけるオンライン利用率の引上げに向けた対応（1/2）

背景

「経済財政運営と改革の基本方針2020（R2.7.17閣議決定）」及び「規制改革実施計画（R2.7.17閣議決定）」において、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に取り組む方針が示され、規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて、オンライン利用率引き上げ対象手続として、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等が選定された。

基本計画（概要）

規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて示された「オンライン利用率の大胆な引き上げに関する今後の進め方」を踏まえ、文部科学省において、高等学校等就学支援金に関する「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定・公表（R2.12.4）。

<目標値>

- ・受給資格認定申請 **70%**（64.4%（R5.9時点））
- ・収入状況届出 **100%***（98.9%（R5.9時点））

* マイナンバーを提出したことにより省略した届出手続の件数を含む。

<取組期間>

令和5年度末まで

これまでの取組と進捗

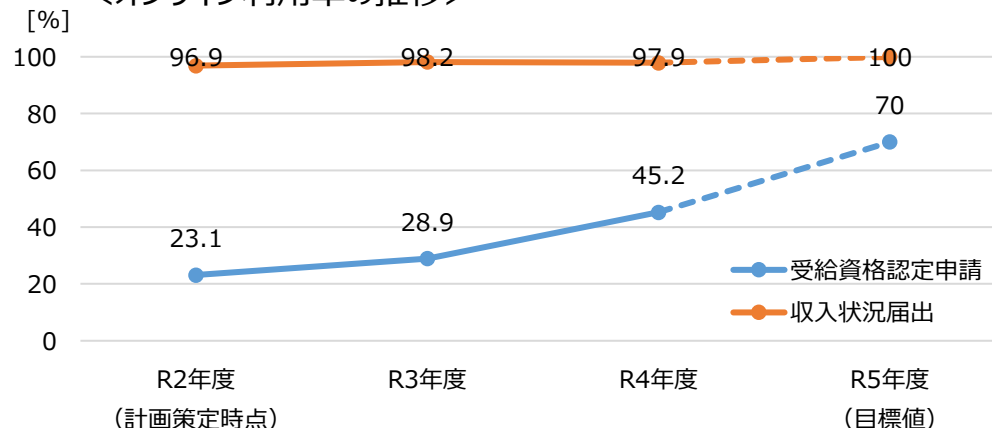
オンライン申請を行う場合でもマイナンバーカードの写し等の書類提出が別途必要であった等の課題を踏まえ、e-Shienのアプリケーション改修を実施（R4.4）。R4年度はオンライン利用率が大きく上昇したが、引き続き改善に取り組む必要がある。

<主な改修内容>

- マイナポータルと連携し、申請者が保護者等の税情報を取得して申請画面に自動転記する機能を追加
- マイナンバーのオンライン入力機能を整備
- 申請者に審査完了等のお知らせを行うメール送信機能を追加

マイナンバーカードの写し等の書面が原則不要に。

<オンライン利用率の推移>



高等学校等就学支援金におけるオンライン利用率の引上げに向けた対応（2/2）

課題と対応状況・予定

オンライン申請やマイナポータル利用の推進に係る現在の課題について、今後e-Shienの機能追加等により対応する予定。

都道府県・学校における取組事例

オンライン申請

- オンライン申請用リーフレットや操作マニュアル等を申請者に配布し、オンライン申請を原則とするよう、申請者に案内した
- 原則オンライン申請を行うように、保護者向け通知を作成し、紙申請を行いたい場合は、学校へ個別に問い合わせして申請書を受け取るようにした

マイナポータル利用

- マイナポータルを利用した提出方法を推奨する旨を、保護者向けのチラシに記載して案内した
- 自己情報を提出した者には、それ以外の者の審査が完了するのを待たずに、速やかに認定手続きを行った

効果

- 申請書や個人番号カードの写し等の**書面の管理**や、**個人番号の入力作業が不要**になり、生徒・保護者や学校担当者の**事務負担や郵送費等が削減**された



- 都道府県における**情報照会業務やそれに伴うエラー対応が不要**になり、認定事務が迅速化された
- 今後利用者が増えれば、情報照会業務にかかる作業時間の縮減が見込まれる

課題

- 操作に関する申請者からの問合せが多く、学校担当者や支給権者の業務負担となっている
- 支給決定通知等の内容が申請者の画面に表示されないため、通知は書面で行う必要がある
- マイナポータルとの連携エラーに関する内容など、担当者で回答できない問合せに対応する必要がある

<対応状況・予定>

- 令和5年度7月に**生徒・保護者向け問合せ自動応答システム**（チャットボット等）を導入した。
自動応答で解決されない場合は**ヘルプデスクに繋ぎ、メールによる対応を行う**仕組みとしている。随時、正答率向上のための改善を行っている。
- 今後、**各種通知のオンライン化**を図る（実現方式については、検討中）。
また、学校担当者や支給権者において申請者の通知の確認状況を把握可能とする。



自動応答



メール応答

都道府県・学校へのお願い

- e-Shienを利用している場合
→ **オンライン申請の導入・推進に向けた積極的な検討をお願いしたい。**
- e-Shienを利用していない場合
→ 独自システムにおけるオンライン申請の導入・推進や、**e-Shienの利用に向けた検討を行っていただきたい。**

- 入学時に授業料徴収がないものと思っていたが、実際には徴収があり困ったという相談事例が従前よりあることを踏まえ、進学を希望する者やその保護者が、就学支援金の取扱い、授業料徴収の有無、徴収時期や納付額、納付が困難な場合などの徴収猶予などについて正確な情報を確実に入手・認識できるよう、口頭での説明だけに限らず生徒募集要項や学校ホームページ等で適切な案内を行っていただくよう、学校設置者に促していただきたい。
- 就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合で、対象生徒の支給額を推定して、就学支援金相当額を差し引いて請求する場合は、課税証明書等により推定を行う例があると承知しているが、e-Shienによるオンライン申請で自己情報取得APIを活用して税情報等を提出している場合、都道府県において審査完了となる前でも、学校においても審査結果を推定することが可能である。また、課税証明書に限らず、マイナポータルの「わたしの情報」において、課税所得額（課税標準額）と市町村民税の調整控除額を確認することで推定するといったことも可能である。
- e-Shienによるオンライン申請で自己情報取得APIを活用して税情報等を提出している場合、原則として都道府県における所得確認作業が不要となり、就学支援金の支給の早期化にもつながることから、e-Shienの導入やオンライン申請の利用の更なる推進をお願いしたい。

○前述のような推定が困難な場合においても、都道府県からの就学支援金の支給前に、授業料全額分を徴収しなくては学校運営が困難となる学校がある場合、都道府県において、当該学校への就学支援金支給に関する事務を優先的に実施することや、前年度の実績に応じた概算払いを実施し、当該学校に対する就学支援金の支給時期を早めることなどによって、学校において授業料と相殺した上での徴収が可能となるよう配慮をいただきたい。

○授業料全額を負担することが困難な生徒・保護者に対しては、プライバシーにも配慮しつつ、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなどの負担軽減措置をとるとともに生徒・保護者等への周知に取り組んでいただくよう、学校設置者に促していただきたい。

(例)

- ・授業料徴収の案内等に、就学支援金支給後の徴収を希望する場合には、学校に連絡するよう記載する。
- ・本来1年分徴収する授業料の納付が困難な場合、就学支援金相当額の推定ができるまでの期間について猶予を行う、あるいは、当該期間分のみの分納を可能とする。

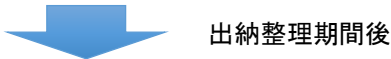
【事例紹介】高等学校等就学支援金交付金の受入漏れについて

事例① 就学支援金担当と国庫金担当間での相互連絡ができておらず、国庫金受入処理を失念したもの

【理由・経緯】

国庫金の事務処理において、就学支援金担当者と官庁会計システムを処理を行う国庫金担当者間で調整が十分でなく、国庫金担当者が管理する整理簿の記載や更新がなされていなかった。

その結果、就学支援金担当者は精算分の最終受け入れを4月末で行うという認識であったが、国庫金担当者は全額受入済みであると認識していたため、担当者間で認識が異なり、未処理のまま見落とされていた。



出納整理期間後

国庫金担当者が官庁会計システムで受入状況を確認した際に、示達額と受入額の差に気づき、県への収入が未済であることが発覚。
⇒過年度案件となる。

再発防止策

○交付決定・額の確定等の事務処理の決裁手続に国庫担当者に加え、年間の動きを随時把握する。**(情報の共有)**

○国庫金担当者が行う整理簿の確認に加え、官庁会計システムの執行状況照会を活用することとし、随時、国庫金整理簿データと執行状況照会データで確認を行う。**(データの突合)**

○これらのデータを共有サーバ内にて管理することにより、就学支援金担当者と国庫金担当者の双方向から確認ができるよう事務処理方法を改善。**(連携・確認できる体制の構築)**

事例② 就学支援金担当者の支払事務手続の誤認により、国庫金受入処理を失念したもの(過年度支出案件)

【理由・経緯】

過年度支出承認後、就学支援金担当者が支出負担行為決議書の手続のみで受入手続完了と誤認した。また、文科省からの支払計画示達に関する連絡や受入漏れを防止する注意喚起があったが、就学支援金担当者のみの確認に留まり、課内に共有できていなかった。

・就学支援金事業の担当者は一人体制であり、他者によるチェック体制が十分ではなかった。

・担当者着任時において、個別具体的な事務処理の引継ぎがなく、事務処理マニュアル等も存在していない状況であった。



担当者の誤った認識や確認作業が十分に行われておらず、国庫金の受入ができなかった。

再発防止策

○事務処理マニュアル、示達状況のチェック表等を作成し、担当者の業務への習熟と後任の業務水準の維持・向上を図る。**(マニュアル等の作成)**

○文部科学省や都道府県会計課からの通知等は、課内で共有し、適切に処理・確認を行う。**(情報の共有)**

○就学支援金担当者が定期的(3ヶ月に1度)に、「支出負担行為決議書」と「支出決議書」、「示達額」と「四半期ごとの支払額」との確認作業を実施する。**(データの突合)**

○担当者と確認者による二重チェックを行う。**(確認できる体制の構築)**

→ **都道府県費への受入れについては、遺漏なく手続を行っていただくよう、お願いします。**

1. 過年度処理の状況

・実績報告書の実績額に誤りがあり、過年度返還等が多数生じている。

・学校や都道府県担当者の制度に対する理解不足や事務処理上の誤りを要因とするものも多く、当省会計課より適切な再発防止策を講じるよう厳しく指摘されている。

2. 過年度手続の位置付けについて

・過年度支出は、**会計年度独立の原則の例外**であり、法律に根拠がある場合又は国が債務を負っている場合にのみ認められる。

・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第3項には、やむを得ない理由により申請ができなかった場合のみ、遡及して申請可能とされている。

3. 変更交付申請の締切後に発生した 所要額の変更について

過年度手続は例外的な措置であるため、年度内に処理を行う。

※3月に発生した転退学等も可能な限り年度内に対応

○執行の流れ

【原則】

- ①文部科学省に対し、変更交付決定に間に合うかを確認。
→対応可能な場合：変更交付申請書の再提出。
→対応不可の場合：②について文部科学省で検討

- ②再度、変更交付決定を行うことが可能か。
→対応可能な場合：変更交付申請書を再度提出の上、個別に変更交付決定を行う。
→対応不可の場合：③について文部科学省で検討

【例外】

- ③文部科学省に対し、実績報告書に基づく額の確定で対応可能かを確認。

→上記全ての対応ができなかった場合においてのみ、例外的に過年度手続を行う。

4. 過年度返還等の主な発件事例

<事例1>

○発生理由

申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数の誤り、退学時期の把握漏れを理由とするもの

○考えられる再発防止策について

転学の際、転出した学校に対し十分に確認をすれば生じないものであり、申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数等の誤りがないことを十分に確認する。

<事例2>

○発生理由

事務処理の誤りや制度の理解不足を理由とするものや、担当者一人のみでの確認等、確認体制が十分に構築できていないために生じるもの

○考えられる再発防止策について

制度の理解不足による誤りや事務処理の誤りが生じないように、適時の状況の把握や適切に処理されているかを確認する。ただし、その際は複数人で確認することが望ましい。

<事例3>

○発生理由

保護者等変更の報告漏れにより、支給額の算定誤りを理由とするもの

○考えられる再発防止策について

保護者等に変更があった際、すぐに学校へ報告するよう保護者へ周知を徹底し、年度を越えて発覚することがないようにする。

5. 止むを得ず過年度処理が発生した場合の報告について

3. の年度内での対応も不可能であり、例外的に過年度処理に係る報告を行う場合、過年度処理の対象となるか否かの判断が必要となるため、**訂正対象の生徒一人一人の訂正額・訂正理由を必ず記載するとともに、訂正内容に応じた再発防止策を具体的に記載すること。**

なお、学校で生じた事務処理誤り等が原因であっても、**都道府県にて事実確認を行い、誤処理の生じた理由・経緯を把握し、要因を十分に分析した上で、都道府県及び学校において真に効果的な再発防止策を取っていただきたい。**

行政不服申し立て（審査請求）に係る対応について

様式 7

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園
理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、〇〇県知事より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県を被告として(訴訟において〇〇都道府県を代表する者は、公立学校については〇〇都道府県教育委員会、私立学校については〇〇都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

(ポイント)

審査請求を検討している者（主に生徒等の保護者）は処分に係る事実関係を正確に把握した上で、審査請求を行うかどうかを判断することとなる。

→生徒・保護者等が審査請求の手続きに進む前に、処分庁（就学支援金の支給権者）は支給権者等に対して、その処分の内容や理由について、正確に伝達していただく必要がある。

(参考)

審査請求は以下のような場合に行うことができる。

(1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（許認可の取消し等）に関し不服がある場合
→処分についての審査請求をすることができる。

※行政の手続きの瑕疵がある場合（計算間違い等）にしか基本的には認容されず、制度そのものに対する不服は認容されない。

(2) 法令に基づく申請から相当の期間を経過しても、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対し何らの処分をもしないこと）がある場合
→不作為についての審査請求をすることができる。

高校生等に対する各都道府県独自の修学支援について



元文科初第1713号
令和2年3月31日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学長
各公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人海技教育機構理事長

文部科学省初等中等教育局長
丸山洋司



(印影印刷)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）

このたび、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第89号。以下「令」という。）」が令和2年3月30日に、また、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第11号。以下「規則」という。）」が同月31日に公布されました。

改正の概要については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の関係学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の関係学校及び学校法人等に対して、各国立大学長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長及び独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その管下の関係学校に対して本政令等の改正の内容について周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

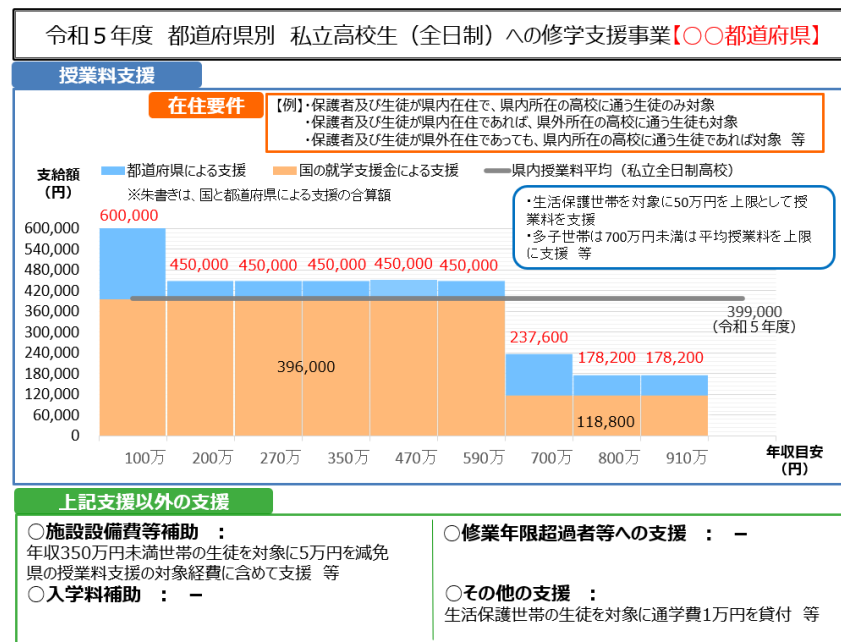
また、下記3.（1）については、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）における令和2年7月以降の事務の円滑な実施のため、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては協力の上、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付文部科学省高等教育局学生・留学生課事務連絡）の際と同様、各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内市区町村に対する周知を依頼いただくようお願いいたします。この際、指定都市に対する周知についても遺漏のないよう願います。

3. その他

（6）高等学校等の生徒等に係る教育費負担の一層の軽減について

各都道府県においては、地域の実状に応じて、高等学校等の生徒等への経済的支援の充実に引き続き努められたいこと。また、生徒等や保護者に対する各種支援施策の十分な周知を行うとともに、生徒等や家庭の事情を十分把握した上で、各学校等においてきめ細かに対応していただきたいこと。

このことに関し、平成26年度の制度改正以後実施してきている都道府県別私立高校生への授業料支援制度に係る調査について、今後も各都道府県における支援の状況を把握するために引き続き調査を行い、その結果を公表することを予定していること。



文部科学省＞教育＞小学校、中学校、高等学校＞高校生等への修学支援＞関係法令・通知・報告書の「都道府県別私立高校生への修学支援事業に関する調査について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1320158.htm

在留特別許可に係る対応について

事務連絡
令和5年9月5日

各都道府県
各国立大学法人
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人海技教育機構
高等学校等就学支援金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
修学支援・教材課

高等学校等就学支援金にかかる受給資格について（周知）

高等学校等就学支援金の受給資格は、高等学校等に在学する生徒または学生で日本国内に住所を有する者であることとなっております（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項）、生徒等が外国籍の場合は、当該住所地は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に基づく在留カード、住民票、仮滞在許可書で確認をしています。

今般、法務大臣が、本年6月に成立した入管法改正法が施行される時点まで日本で生まれ、小学校、中学校又は高校で教育を受けており、引き続き日本で生活をしていくことを真に希望している子どもとその家族について、個別の審査の結果、特段の問題がなければ在留特別許可を与えるという方針を示しました。

当該在留特別許可を与えられた場合には、在留カードが交付され、住民票の取得が可能となり、高等学校等就学支援金の受給資格である日本国内に住所を有する者であるかを確認できることとなります。これに伴い、これまで高等学校等就学支援金の対象外であった生徒等も、高等学校等就学支援金の申請を行うことができるようになることから、各都道府県高等学校等就学支援金担当課におかれては、所管の高等学校等（法第2条に定める「高等学校等」という。以下同じ。）、城内の市町村が設置する高等学校等、私立の高等学校等及び構造改革特別区域法第12条第1項に定める学校設置会社が設置する高等学校等に対して、各都道府県高等学校等就学支援金担当課におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人海技教育機構におかれては、その設置する海上技術学校に対して周知いただき、該当の生徒等及び保護者にも、その旨を丁寧に周知していただきますようお願いいたします。またその際には、別添のリーフレット等もご利用ください。

添付資料

- （別紙1）高校等で学びたい外国籍のみなさんへ
- （別紙2）高校等で学びたい外国籍のみなさんへ（やさしい日本語版）
- （別紙3）高校等で学びたい外国籍のみなさんへ（英語版）

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
修学支援・教材課
電話 03-5253-4111（内 3578）

（ポイント）

法務大臣の方針を踏まえ、在留特別許可が与えられた場合、これまで高等学校等就学支援金の対象外であった生徒等についても、高等学校等就学支援金の申請を行うことができるようになる。

該当の生徒等及び保護者に、その旨を丁寧に周知していただきたい。

その際には、下記リーフレットも活用されたい。

＜高等学校等就学支援金 周知用リーフレット＞

日本語版

やさしい日本語版

英語版

高校等で学びたい外国籍のみなさんへ
～高等学校等就学支援金制度について～

条件を満たせば
授業料負担が実質0円になります

【対象者】
高校等に在学する、日本国内に住所を有する方
ただし、外国人学校については、本制度の対象となる学校には一定の要件があります。対象となる学校は下のURLでご確認ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shobun/mshuushu/1307245.htm
また、次のいずれかに該当する方は対象となりません。
・保護者等の年収が約910万円以上の方
・高校等を卒業又は修了した方
・高校等に在学した期間が通算して36月を超えた方

高校で勉強したい外国人のみなさんへ
～高等学校等就学支援金制度のことを教えます～

条件にあえば、あなたが払う**授業料が0円になります**

【この制度を使うことができる人】
○ 次の2つのどちらにも当てはまる人です。
・高校に通っている ・日本に住所がある
外国人学校＜外国人の子どものための学校＞に通っている人でも、使うことができる場合があります。どの学校で使うことができるのかは、次のウェブサイトを見てください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shobun/mshuushu/1307245.htm
○ 次のうち1つでも当てはまる人は、この制度を使うことができます。
・ 税が1年間に多くお金が910万円より多い人
・ 高校を卒業した人
・ 高校に36か月より長い通っている人

公立高校
授業料実質0円

私立高校
授業料実質0円
又は 一部負担
※保護者の収入等によって、異なります

※学校が生徒に代わって就学支援金（公立高校：年に11万8,800円、私立高校：年に11万8,800円～39万6,000円）を受け取り授業料に充てますので、生徒や保護者が金銭を受け取ることはありません。

入学時に学校から案内があります
学校に必要書類を提出してください

文部科学省 出入国在留管理庁 高校生等への修学支援 検索
https://www.mext.go.jp/a_menu/shobun/mshuushu/index.htm

公立高校
あなたが払う授業料は0円

私立高校
あなたが払う授業料は0円か、お金の額によって異なります。
※収入の額やお金などによって異なります。

※授業料は、国が学校に払います（公立高校：1年に11万8,800円、私立高校：1年に11万8,800円から39万6,000円まで）。生徒や親は お金を もらいません。

学校に入ったとき、必要な書類を学校があなたに渡します。
書類を書いて、学校に出してください。

文部科学省 出入国在留管理庁 高校生等への修学支援 検索
https://www.mext.go.jp/a_menu/shobun/mshuushu/index.htm

For foreign nationals who want to study at high schools
- High School Tuition Support Fund -

If you meet the requirements,
your tuition fees are effectively free

Eligibility
Foreign nationals who are enrolled at high schools or equivalent schools and have an address in Japan.
However, schools for foreign nationals must meet the prescribed conditions to be covered under this system. Check your school's eligibility at the URL below.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shobun/mshuushu/1307245.htm
People who fall under any of the following categories are ineligible.
・ Students whose legal guardian(s) have an annual income of approximately ¥9.1 million or more
・ People who have already graduated from high schools or an equivalent schools
・ Students who have been enrolled at high schools or an equivalent schools for 36 months or longer

[Public high schools]
You effectively pay no tuition.

[Private high schools]
You effectively pay no or reduced tuition.
* Depends on your legal guardian's income.

* The schools receive the tuition support money (public high schools: ¥118,000 per year; private high schools: ¥118,800-¥396,000 per year) from the government on behalf of the students and appropriate it to tuition fees. Students and their legal guardians do not receive the money directly.

You will receive the necessary application documents from the schools upon admission. Please fill out the application and return it to the schools.

文部科学省 出入国在留管理庁 Study Support for High School Students 検索
https://www.mext.go.jp/a_menu/shobun/mshuushu/index.htm

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和6年度予算額（案） 147億円
（前年度予算額 148億円）



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

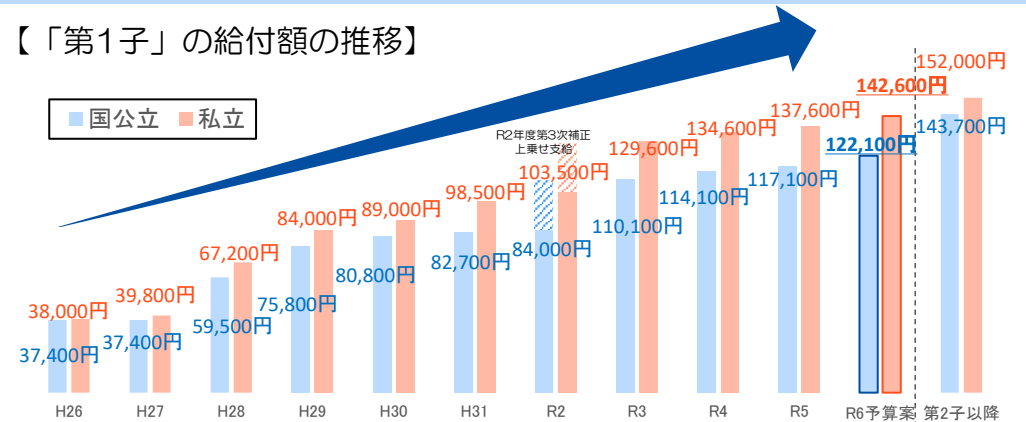
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
 - ※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
 - ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和6年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

【令和6年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 →122,100円（+5,000円）	137,600円 →142,600円（+5,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
都道府県 2/3

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）についてお願い

①制度周知について

- 文部科学省では、制度周知リーフレットの作成やホームページへの掲載、X（旧Twitter）等のSNSを活用した周知等を行っています。
- 各都道府県におきましても、引き続き、リーフレット等を活用した制度の周知をお願いします。

②奨学給付金の学校の代理受領について

- 平成29年度決算検査報告において、会計検査院から指摘を受けたことを踏まえ、すべての都道府県において、代理受領を制度化していただいたところです。
- 国会でも議決されているため、引き続き、保護者等の負担軽減に配慮しつつ、各学校に対しても代理受領の実施を促す等、御協力をお願いします。

③過年度処理について

- 昨年度の過年度処理において、主に以下のような事案が見られました。
 - ・生活保護受給世帯に対し、誤って非課税世帯単価を給付したもの
 - ・扶養関係により第1子単価の給付が適当である世帯に対し、誤って第2子単価を給付したもの
- 各都道府県におきましては、適切な事務処理を徹底し、十分注意いただくようお願いします。

④早期給付、家計急変世帯への支援について

- 保護者等の教育費負担を早急に軽減するため、新入生に対する前倒し給付の実施や家計急変世帯への支援について、引き続き御協力をお願いします。

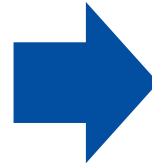
高校等で学び直す者に対する修学支援

令和6年度予算額（案） 3億円
（前年度予算額 3億円）



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



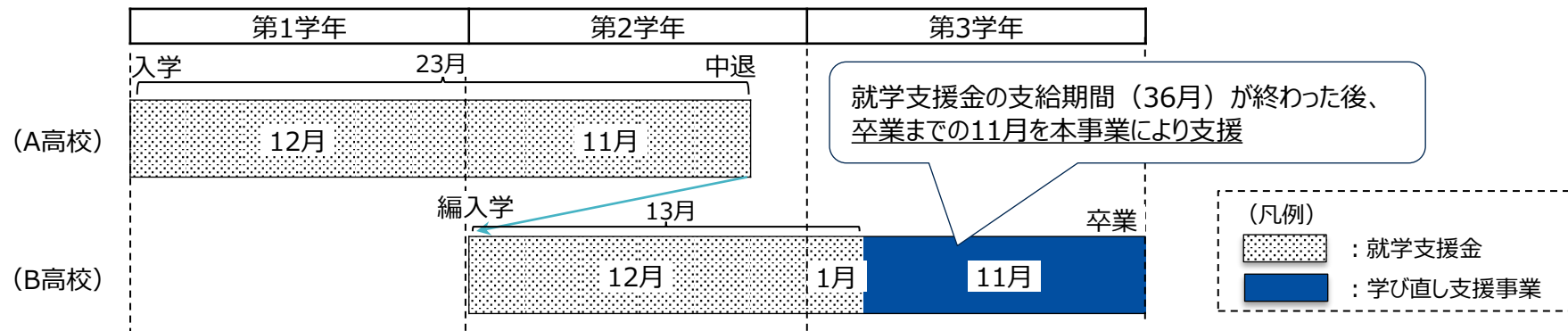
目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。
- ◆ 令和5年度から家計が急変した世帯への支援を実施。

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）等
※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う学び直し支援事業に要する経費
※国立高校等は国が事業を実施

補助割合

国 10/10

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和6年度予算額（案） 4億円

（前年度予算額） 4億円

※ 授業料以外の教育費は高校生等奨学給付金において別途計上



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



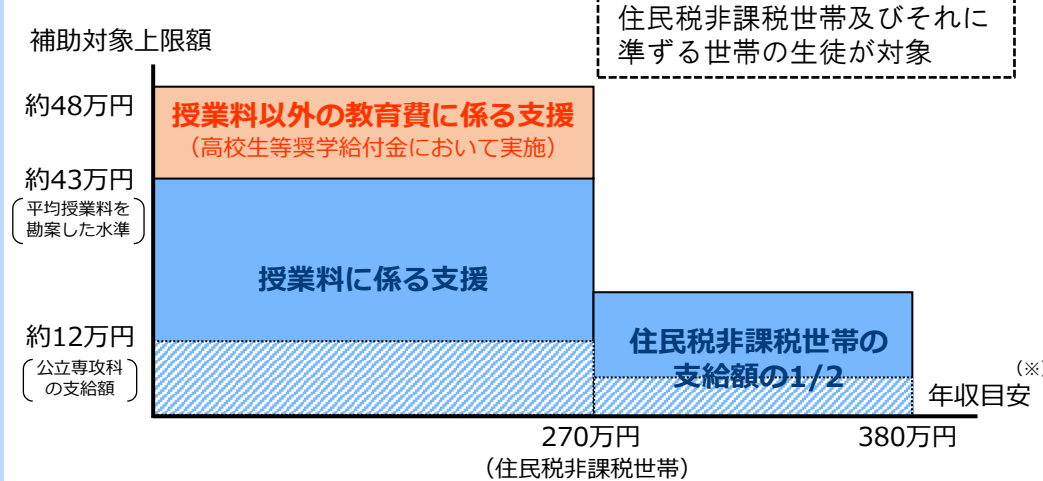
目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。

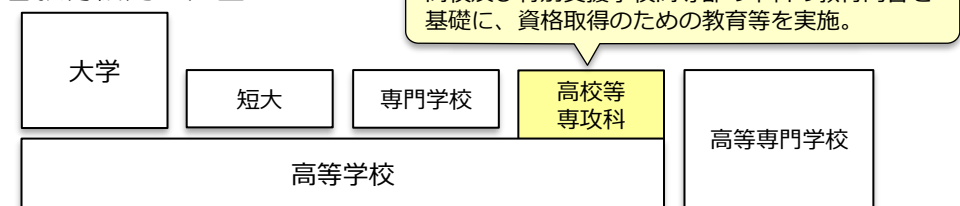
<支援スキーム>



<1人当たり補助対象上限額>

区分	～270万円(住民税非課税世帯)		270～380万円	
	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800円	427,200円	59,400円	213,600円
授業料以外	50,500円	52,100円	—	—

<各教育機関の位置づけ>



対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科

※ 大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校は、就労支援に資する教育課程を含む）を対象とする。

実施主体

都道府県

補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2
授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

経緯

義務教育段階終了後、高等学校等への進学にあたっては、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金における支援の拡充がなされていること、特に高等学校等就学支援金制度において、年度途中で家計が急変した場合にも申請を行うことができる点も含め、一層丁寧に周知していただくことが重要。

また中学校段階における生徒や保護者に関する調査によると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子供が将来どの段階まで進学するか希望・展望に関して「大学またはそれ以上」と回答した割合が低いという傾向がみられる。その背景として、経済的な理由を挙げる者が多く、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校への進学前の段階で、生徒及び保護者に対して、返済不要の給付型奨学金をはじめとする支援策（高等教育の修学支援新制度）が十分に認知されていない可能性がある。

こうしたことを踏まえ、生徒等一人一人が、各種支援制度を十分に認識した上で、経済的な理由により進学を断念せず、希望する進路選択ができるよう、きめ細かな情報提供に努めていただきたい。

令和5年6月13日付け 通知のポイント

○支援を必要とする者に対する丁寧な情報提供

→各種リーフレット等も活用しつつ、初等中等教育段階から、高等学校段階及び高等教育段階における修学支援制度について、積極的に周知すること。

→非課税世帯など経済的な支援を必要とする者、特に、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の受給対象者などに対して、生徒等の心情や生徒等及び保護者のプライバシーにも配慮しながら、丁寧な周知を行うこと。

○教職員への十分な周知

→高等学校段階及び高等教育段階における修学支援制度について、管理職や進路指導主事、経済的な支援を必要とする生徒等やその保護者と関わる機会の多いスクールソーシャルワーカー等の教職員に対しても、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、高等教育の修学支援新制度をはじめとした各種支援策等を十分に周知し、必要に応じて、支援策にかかる知見に基づき生徒等や保護者に助言を行うことができるような体制を構築すること。

経緯

本年6月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定された。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、教育等の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされた。

令和5年6月15日付け 通知のポイント

○就学援助制度における家計急変対応

- 従来より、転入学又は被災、家計急変など、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することを通知において留意事項として示しているところ、犯罪被害等により家計が急変した場合においても、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮すること。
- 就学援助制度の存在を知らないために支援を受けられないということがないよう、犯罪被害等により家計が急変した者も含め、年度の中途において認定を必要とする者に対して、遺漏なく周知すること。

○高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金の対象となりうること。

○高等教育の修学支援新制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等教育の修学支援新制度の対象となりうること。

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」について

概要

いわゆる「宗教二世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう、厚生労働省において、児童虐待に当たる事例や児童相談所等が対応するにあたっての留意点等を整理したQ & A（以下、「本Q & A」という。）を作成。（令和4年12月27日）

それを踏まえ、文部科学省において、各学校において本Q & Aに基づく適切な対応が行われるよう、都道府県教育委員会等に対して通知を発出。（令和4年12月28日）

本Q&A（抜粋）

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。

通知より

（高校生等への修学支援について）

本Q & A問4-2（答）では、宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより家庭生活に大きな支障が生じ、教育機会の提供に支障が生じているような場合について、左記下線のとおりとされている。高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給に係る所得判定の際には、親権者が、「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合には、その者は保護者には含まれないことを踏まえ、関係機関と連携して適切に対応すること。

背景説明

私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

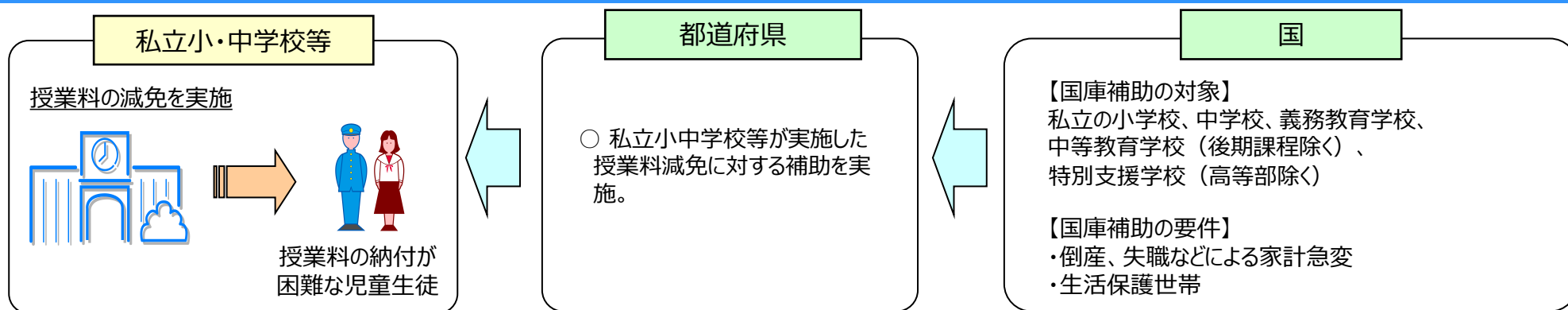


目的・目標

私立小中学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

事業内容

事業スキーム



令和6年度

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援

- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで※支援を継続。
※小学校段階の最長6年間又は中学校段階の最長3年間
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 + 資産保有額700万円未満
※家計急変年度は都道府県の定める要件を満たす世帯
- 支援額：年額33.6万円（上限）※家計急変年度は都道府県の定める額
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

→入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

◆授業料減免事業

- 対象者（左記の支援を除く）：
 - ①生活保護世帯の児童生徒（高等学校段階の生徒は除く）
 - ②東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒（令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る）
- 支援額：学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内

（※高校生等の家計急変世帯への支援については、令和5年度より、「高等学校等就学支援金」において支援できるよう制度改正。）

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和4年度 約8万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和4年度 約117万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和6年度予算額（案） 5億円（前年度予算額5億円）**
 - ・「**新入学児童生徒学用品費等**」の**単価引き上げ**
小学校：54,060円 → 57,060円（+3,000円）



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

0.5億円
0.5億円



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。
本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

事業実施期間 平成28年度～

就学援助事業【小・中学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
- （対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- （対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった生徒
- （対象事業） 都道府県等において行う奨学金事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- （対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- （対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
- （対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

7億円 【東日本大震災
8億円）復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- （1）**地震・津波被災地域**・・・就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）**原子力災害被災地域**・・・就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限